

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	福祉政策課 地域福祉担当室

契約業者名・住所	株式会社東京リーガルマインド・東京都千代田区神田三崎町 2 丁目 2 番 1 2 号
工事等の名称	法外援護事業委託
工事等の場所	松戸市根本 3 8 7 番地の 5 松戸市役所内
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	6, 8 7 4, 5 8 0 円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	法外援護事業に関する委託
随意契約の理由	本事業は、不測の事態により緊急に援護を必要とする世帯に対し、法外援護金を交付することにより、その世帯の自立更生を図ること及び行旅困窮者の救済を目的としており、法外援護資金を交付することで生活保護法の適用を受けずに自立更生を促進する事業であることから極めて特殊な性質のものです。 見積業者である、株式会社東京リーガルマインドは、松戸市自立相談支援事業業務委託のプロポーザル選定において、令和 7 年度から委託者として選定されました。松戸市自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています。株式会社東京リーガルマインドは、令和 7 年度において、ともに生活困窮者への支援事業として親和性のある両事業を同一場所で開催し、事業効率向上を実現する等、つつがなく契約履行している業者であることから、令和 8 年度においても最も適切な業者であると思料します。 上記により、事業内容から契約相手方が特定され競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号を適用し、随意契約とするものです。